

固型式救命浮器(外殻に木材を用いたもの)型式承認試験基準

[1] 総 則

船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）第 26 条及び第 27 条に規定する救命浮器の型式承認試験のための試験方法及び判定基準は、次に定めるところによる。
定員は 8 人以上であること。

[2] 試験方法及び判定基準

試験方法及び判定基準については、次表による。

I 製品試験					
試験方法		判定基準		対応する規則等	備考
1	1 外観検査 表面の色を調べる。	1 1 仕様書どおりであること。 国際規格のオレンジ色又は鮮明な赤みを帯びたオレンジ色あるいは、同様に極めて見やすい色であること。 2 5cm 以上の幅を有する面積 150cm ² 以上の反射材を頂面及び底面の周辺並びに側面の上下に 80cm の中心間隔で貼り付ける。 3 1) 投下試験の高さに 2m を加えた長さの、もやい索を取り付けていること。 2) 救命索は外径 4cm、長さ 10cm 程度の浮子を取り付けた定員と同数の把握部が設けられていること。ただし、救命索が浮揚性の場合は浮子を省略できる。	1 1 2 3	救命設備規則第 26 条第 1 項第 8 号で引用する第 8 条第 4 号 LSA. Cord/1.2.2.6 MSC. 207 (81) による 1.2.2.6 改正 救命設備規則船舶検査心得/附属書 3	JIS Z 8721 , 1977 (三属性による色の表示方法) による色相 8.1R5.0 / 10.0～10.0 R6.0/13.0 に適合する物は、この基準に適合している物とみなす。
	2 再帰反射材の貼付状況等について調べる。				
	3 もやい索及び救命索について調べる。				

2	質量計測 全質量を計測すること。	2	救命浮器進水装置を備え付けている船舶に備え付けている船舶に備え付けける浮器を除き、全質量が 185 kg以内であること。	船舶救命設備規則 第 26 条第 1 項第 3 号	
3	寸法計測	3	仕様書どおりであること。		
4	投下試験 本体に表示された投下試験の高さ(18m以上であること。)から縦断面が水平に、平行及び垂直にあたるように、各々1回投下し、異常の有無を調べる。	4	破損等の異常がないこと。		
5	浮力試験 鉄片を淡水中につり下げて全没浮遊状態に達したときの鉄片質量(初期浮力)を測定し、次に定員に相当する鉄片質量(定員 1 人当たり 14.5 kg)を吊り下げて、24 時間放置後の全浮力を測定する。	5	24 時間後の浮力が定員相当荷重以上であること。		
6	乾舷試験 淡水中において無負荷状態及び定員に相当する鉄片質量(1 人当たり 14.5 kg)を吊り下げたときの乾舷を測定し次に救命索ごとに 14.5 kg の鉄片質量を吊り下げて 24 時間放置した後の乾舷の変化を測定する。	6	24 時間後に乾舷を有すること。		
7	安定性試験 任意の長辺の救命索毎に 7.5 kg の鉄片質量を淡水中に吊り下げたとき、その辺の乾舷及び対辺下面の水面上の高さを測定する。又、任意の短辺の救命索毎に 7.5 kg の鉄片質量を淡水中に吊り下げたとき、前記と同様の測定を行う。	7	対辺下面と水面との距離が 200mm 以下であること。		

II 材料及び部品の試験

試験方法		判定基準		対応する規則等	備考
1	内部浮体の試験	1	1	仕様書どおりであること。	
1	かさ密度試験(内部浮体) 50mm×50mm×50mm(標準)の試験片3個採取し、体積、質量を測定してかさ密度を算出する。	2		吸水率が1%以下であること。	
2	吸水率試験(内部浮体) 50mm×50mm×50mm(標準)の試験片3個採取し、室温の淡水下25mmに24時間浸漬して質量の増加を調べ吸水率を算出する。	3		浮力変化率が±5%以内であること。	
3	耐候試験(内部浮体) 50mm×50mm×50mm(標準)の試験片3個採取し、上皿天秤により淡水中の初期浮力を測定した後、対候試験機により30時間(この間2時間毎に18分スプレイノズルで水噴霧)の促進試験後取り出し、浮力の変化率を調べる。	4		浮力変化率が±5%以内であること。	
4	耐油試験(内部浮体) 50mm×50mm×50mm(標準)の試験片3個採取し、上皿天秤により軽油中の初期浮力を測定した後、24時間浸漬して、取り出し浮力変化率を調べる。	5		1) 浮力変化率が±5%以内であること。	
5	温度試験(内部浮体) 1) 50mm×50mm×50mm(標準)の試験片3個採取し、上皿天秤により淡水中の初期浮力を測定した後、60°Cの恒温槽内に1時間放置後取り出し、浮力変化率を調べる。				

	2) 50mm×50mm×50mm（標準）の試験片3個採取し、上皿天秤により淡水中の初期浮力を測定した後、-30℃の恒温槽内に1時間放置後取り出し、浮力変化率を調べる。		2) 浮力変化率が±5%以内であること。		
6	6 耐塩水試験(内部浮体) 50mm×50mm×50mm（標準）の試験片3個採取し、上皿天秤により淡水中の初期浮力を測定した後、JIS Z 2371の方法による塩水噴霧試験を72時間実噴霧行い浮力変化率を調べる。	6	浮力変化率が±5%以内であること。		
2	外殻(木材)の試験 目視により、しらたの占有率、死節の数、割れ、虫食い、腐食及び纖維の乱れの有無を調べる。	2	1) しらたの占有面積が20%以下であること。 2) 節は極端に大きいものがないこと。 3) 割れがあってはならない。 4) 虫食い及び腐食があってはならない。 5) 肌荒れ、逆目を生ずるものであってはならない。		
3	索、糸類の引張試験 救命索、もやい索、ミシン糸及び手縫い糸等は、引張試験(標準状態、湿潤状態)を行う。	3	破断強さ 標準状態 濡潤状態 救命索 1.96 kN以上 原強の80%以上 もやい索 4.90 kN以上 同上 ミシン糸 19.6 N以上 同上 手縫い糸 98 N以上 同上		

4	金属部品の耐食試験。 JIS Z 2371 の方法により塩水噴霧試験を 8 時間の実噴霧、 16 時間休止の状態で 72 時間行い、異常の有無を調べる。	4	発錆がないこと。		
5	標示検査 供試体に標示される項目を確認する。	5 1	次の事項が標示されること。 ① 物件の名称 ② 物件の型式 ③ 製造年月 ④ 製造番号 ⑤ 製造者 ⑥ 搭載する船舶の船名及び船籍港 ⑦ 定員 ⑧ 質量 ⑨ 投下試験高さ	LSA code/ 1.2.2.9	未定の場合は、標示 する場所が確保さ れること。